

大阪市水道局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、水道事業体研修の受講料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

大阪市水道局長 坂本篤則

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

株式会社大阪水道総合サービス

(2) 住所又は事務所の所在地

大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7号

2 指定日

令和8年4月1日

3 委託日

令和8年4月1日

(水道局総務部連携推進課)